

KBC映像組合新聞

E-mail: kbceizo uni@r2.dion.ne.jp

本日は注目の一次回答指定日です！

10月31日に提出した要求書の回答団交が今日の午後6時から行われます。
在福の制作会社で一番少ない給料と言われている...
私達KBC映像で働く労働者の生活を正常なものに
近づける大事な回答です！

もちろん会社は、

労働者の側に立ったすばらしい回答を

用意してくれているはず!!

とても楽しみなところであります！

明日の結果報告を皆さんもご期待ください!!

さらに今日は「アサデス。九州・山口」の業務請負に関する質問状の回答指定日でもあり、こちらにも内容にも注目が集まります。

【 今後のスケジュール 】

11月14日(水)	労連統一 年末要求一次回答指定日 「アサデス。九州・山口質問状」回答指定日
11月18日(日)	第二回地連委員会 (福岡)
11月22日(木)	長崎ビジョン地労委争議(長崎)
11月28日(水)	労連統一 年末要求二次回答指定日
12月 1日(土) ~ 2日(日)	労災職業病九州セミナー(鹿児島)
12月 2日(日)	福岡国際マラソン

長崎ビジョン労組に勝利命令！
**長崎県労委「会社は誠実に団体交渉を
行われなければならない」**

別紙の九州地連ニュース参照

安定した雇用を勝ち取ることが会社を守ることにつながる

職場新聞 TV制作部派遣支部

今回の一次回答の注目点

エェッ!! リフレッシュ手当が もらえないのって違法なの?

KBC映像の賃金規定によると 現在、一方的に『凍結中』となっているリフレッシュ手当。これは一回につき30,000円支給されるという就業規則にもキッチリと明記されているものなのですが、会社側は私たちになんの説明もないまま、ストップさせています。

「アレ...これって未払い賃金?
だったら労働基準法違反じゃないの?」

前回(春闘)は、『現行どおりといたします』という、あまりにも誠意の感じられない回答を行っている会社側...。しかし決まりは決まり! 我々はその中で仕事をしてるんですからねえ...。過去に遡ってキッチリと払ってもらわないと!
はたして今回の回答は...?

早朝出勤しても早朝出勤手当ゼロ ...ってオカシくない?

現在、制作技術部で支払われていない、
早朝出勤手当。

たしかに勤務シフトは
午前5時30分から12時30分ですが...
6時25分から始まる番組に1時間前から
入社して間に合うほどラクな仕事ではありません!

実際は全員4時出社!!

『早朝勤務手当が支給される時間は
実際の出社時間ではなく、
その勤務シフトの開始時間による』
...と会社が適用時間の解釈を勝手に変更し
手当を支払っていないんです。

「アレ? こういう問題って
組合と協議しないとイケないんじゃない...?
ということはこれも未払い賃金なるから
労働基準法違反じゃないんですか?」

コレも違法じゃない!? 部長代理に未払いの「時間外手当」

早朝から...そして深夜遅くまで働いている
部長や部長代理の皆さん。
会社のために身を粉にして働いているのに
なぜか時間外手当はゼロ!
代わりに「勤務調整給」というものが
支払われています。

「それなら部長代理になると
損をしまうのでは...?」
ちなみに...深夜割り増し賃金は
労働基準法で定めてある、いくつかの
「管理職に払わなくてよいもの」の中に
含まれていません。

ということは
支給されていない深夜割り増し賃金分は
未払い賃金にあたり
コレも労働基準法に違反していると
言えるじゃないんですかねえ?
それ以前に、「部長代理」って
管理職ではないんじゃないですか?

その他にも注目の要求が!

例えば...

アルバイトに関する要求

会社は、アルバイトを雇用するに当たっては、軽度な補助作業を前提とし、個人責任が発生するような就労をさせないこと。軽度な補助とはアシスタント業務までを限度とする。

前回(春闘)は
「その人の能力に応じた作業をしてもらいます。
その際、全て会社責任とし個人責任を追究する
ことはありません。」と回答してきた会社側...

でも、それは
社員と同じ能力があれば
社員と同じように働いてもらう

ってことですよねえ...
それなのに待遇が違うっておかしくないですか?
会社はアルバイトと社員の明確な違いを示してくれ
ないと! 今回の回答で同じような答え...僕は受け付
けませんよ!